

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 29 年 7 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700062号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1700039号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月頃
② 平成15年12月頃

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②について、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、標準賞与額の記録がない。調査の上、各請求期間について記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、A社は、当該期間当時の賃金台帳等の資料を保存していないため、請求者の賞与に係る届出、厚生年金保険料の納付、賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額については不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与明細書などの資料を所持していないため、当該期間の賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、請求期間①及び②当時に請求者が居住していたB市及び管轄のC税務署は、保存期間経過により請求者の当該期間に係る課税関係資料を保存していない旨回答している。

加えて、請求者の請求期間①及び②に係る賞与振込先金融機関に預金取引内容を照会したが、同金融機関は、保存期間経過により請求者の預金取引明細書を発行できないと回答している。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。